

中間貯蔵施設等に係る対応について

平成 26 年 8 月 8 日

環 境 省
復 興 庁

中間貯蔵施設に関する住民説明会を踏まえた国の考え方については、先月 28 日に提示させていただきました。今般、中間貯蔵施設等に係る交付金等の財政措置について、国としての対応方針を取りまとめました。その際、中間貯蔵施設のみならず、福島第一原子力発電所の廃炉等に伴う措置等も含めた原子力災害からの復興全体に係る財政措置を一体的に講じるとの観点から、取りまとめています。

これらのほか、以下では、これまで国からお示ししてきた内容を含め、中間貯蔵施設等に係る国の対応の全体像についてお示しいたします。

除染や復旧・復興を一刻も早く進めるためにも、中間貯蔵施設について、速やかな建設受入れの御判断をいただけますよう、よろしく願います。

1. 法制化・最終処分等について

(1) 最終処分について

住民説明会では30年以内の県外最終処分についてどのように実現するのか等多くの御意見をいただきました。このため、県の中間貯蔵施設に関する専門家会議でお示した8つのステップを基にして、現時点での県外最終処分に向けた考え方をとりまとめ、提示しました。今後更に、技術開発の動向などを含む国内外の情報を幅広く収集するとともに、国民理解の醸成を図り、県外での最終処分を確実に実施できるようにしてまいります。

(2) 法制化等について

住民説明会では、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に中間貯蔵施設に係る事業を委託することに対する御心配や、「県外最終処分」に係る法制化について、日本環境安全事業株式会社法（以下「JESCO法」という。）で措置する理由などについて御質問・御意見をいただきました。

中間貯蔵施設の整備や運営管理は国が責任を持って行います。と同時に、有害物質の輸送や処分等に実績を持つ JESCO の知見と経験を活かすことで、国が単独で行うよりも、一層安全かつ効果的に、中間貯蔵施設に係る事業を遂行することが必要と考えています。

このため、JESCO法の改正を図ることにより、同法に中間貯蔵施設に係る国の責務を明確に位置づけた上で、その中核として、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を一体的に規定することにより、法律に基づく国の明確な指揮監督権限の下で、JESCOが中間貯蔵施設に係る業務の一部を担うことができるようにします。

こうした内容について、県民・町民の皆様十分に御理解がいただけるよう、分かりやすい資料を整え、丁寧な説明を行っていきます。また、施設の受入判断と併せて法案の骨格部分の内容を確定させ、国会の状況を踏まえ、速やかに法案を閣議決定し、国会に提出することとします。

また、実態面でも中間貯蔵施設の敷地内に環境省の現地事務所を設置し、事業を執行するとともに JESCO 等の指揮監督に当たることとするほか、施設への除去土壌等の搬入は、この法律の施行後に開始することとします。輸送に係る安全・安心の確保の方策についても具体化を進めていきます。

さらに、地域の皆様に一層安心をしていただけるよう、国と県・町との間

で中間貯蔵施設の整備・稼働に係る協定を締結したいと考えております。施設の監視に住民の皆様が参加することや、問題が生じた場合には施設への搬入を停止する措置をとることを含め、協定の具体的内容については、搬入開始までに、県、町と十分に相談の上、取りまとめます。

2. 用地の取扱い等について

(1) 用地の取扱い

中間貯蔵施設は、周辺住民の皆様の安全・安心の確保につながるよう、長期にわたり安定的に運営・管理していく必要があります。他方、中間貯蔵施設候補地の土地は、先祖伝来のかけがえのない土地であり、手放したくないという思い、また、国が買い取った場合、そこを最終処分場にしてしまうのではないかとの御懸念を住民説明会等の場でも重ねて伺ってまいりました。このような住民の皆様の思いや御懸念に応えるべく、様々な選択肢について制度面や手続面など様々な角度から検討し、中間貯蔵施設の用地については、地権者の皆様の御意向を踏まえ、買取りに加えて地上権も選択肢とし、両者から選べるようにします。地上権の設定により、地権者の皆様にとっては、土地の所有権をそのまま残すことができ、また、国としては一定の条件の下、土地を安定的に利用することができると考えております。

なお、地上権を選択する場合には、原状回復は土地の返還時において双方で協議を行い決定すること、補償は一括してお支払いすることなど一定の事項について、地権者の皆様に御理解いただく必要があると考えています。

(2) 住民票の取扱い

帰還困難区域等の指定によりやむを得ず避難生活を送り、中間貯蔵施設予定地内の土地に住所が定められている大熊町及び双葉町の住民の皆様が、当該土地の国への売却等がされた後も基本的に従前と同様の避難生活を続けていて、引き続き大熊町内及び双葉町内で転居して住み続けたい意思はあるのに、両町が帰還困難区域等に指定されて転居できない場合には、両町内の転居希望先に住める状況になればそこに転居することを前提に、当該転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間は、その方の現在の住民票はそのままにしておけるものとして取り扱うこととします。

3. 用地補償額について

補償額については、公共用地の損失補償の基本的ルールの下で、帰還困難区域という特殊性を踏まえた動産保管料という特別の補償や補償対象物全般にわたる漏れのない綿密な調査等、個別の状況に即して、でき得る限り、最大限の補償を行います。

補償額のイメージを示してほしいとの地権者の皆様の思いに対しては、補償額は極めて個人のプライバシー的要素が強いこと、状況によって補償額は様々であり、イメージと言えども一律の取扱いが困難であることなどを踏まえ、受入判断後、個別の用地交渉に入る前に速やかに地権者向けの用地説明会を開催し、補償額のイメージ等をお示しします。

なお、当然のことながら、町による施設の受入判断と地権者による土地の売却等の判断は直接的に関係するものではなく、地権者の皆様には補償額を提示させていただいた上で売却等するか否かの御判断をいただくこととなります。

このようなプロセスを地権者の皆様に予め周知することにより、御理解が得られるようにしてまいります。

4. 町の将来像について

帰還困難区域が町域の多くを占め、また国として中間貯蔵施設の立地をお願いしているなど、町の復興に向けて極めて厳しい環境に置かれている大熊町、双葉町の実情を十分に考慮するとともに、両町の住民の皆様の不安感を可能な限り払拭するため、復興庁として両町の復興に向けた基本的な考え（方向性）を作成し、町とともに復興の具体化を進めてまいります。さらに、福島県及び市町村等と連携して、避難地域の復興の姿、すなわち中長期・広域の視点に立った避難地域の将来像の検討を行います。

5. 生活再建策・地域振興策について

極めて自由度の高い中間貯蔵施設等に係る交付金等を活用することにより、他の復興施策ともあいまって、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、中間貯蔵施設候補地の敷地内外の方々が生活再建を進めていくとともに、両町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むことができるよう必要な措置を講ずるための基盤を整えます。

また、避難中、帰還や移住の決断後、その判断に至る過程等の個々人の皆様の生活再建スケジュールに関わる様々な場面に応じて、例えば、ふるさとの訪問支援、子育て環境の充実や高齢化対策、就業支援、避難先の住民票を有しないことに伴う不都合の解消等、生活再建全般にわたる措置について、県・町とともに国として主体的に対応してまいります。

具体的には、賠償や用地補償、既存の復興事業等とも相まって、中間貯蔵施設の整備等や福島第一原子力発電所の廃炉等による影響等に対応し、原子力災害からの福島の復興と地域の自立を確かなものとするため、国として、以下に掲げる内容により、総額 3,010 億円の新規かつ追加的な財政措置を講じます。

(1) 中間貯蔵施設等に係る交付金（仮称）

中間貯蔵施設の候補地である大熊町・双葉町を中心として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業（例：ふるさとの結びつきを維持するための事業、風評被害対策のための事業、生活空間の維持・向上のための事業等）を実施するため、極めて自由度の高い交付金を創設します。当該交付金は大熊町及び双葉町並びに福島県及び両町以外の県下の市町村を対象とし、その規模は全体で 1,500 億円とし、内訳については今後、県や両町との協議の上、決定します。

なお、当該交付金は基金に国から一括交付することとし、大熊町及び双葉町分については国から直接交付します。

(2) 原子力災害からの福島復興交付金（仮称）

中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原発事故による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興を効果的に進めるための事業等に広範に利用できる交付金（1,000 億円）を新た

に創設することとし、県が造成する基金に対して、一括して交付することとします。

(3) 福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金

福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金については、同原子力発電所の事故による廃炉という特殊事情に鑑み、現行の同原子力発電所に係る特例措置（毎年度 67 億円）を増額（+17 億円）し、増額分を県に対して 30 年間継続して交付することとします（総額で 510 億円の増額）。

さらに、国として地権者及び非地権者を含む全町民の皆様を対象とした生活再建相談窓口を設置し、県や町の協力の下、ワンストップで町民の皆様の様々な相談に応じてまいります。

また、別途活用をお願いをしている管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）に係る地域振興策等についても、その状況に応じて併せて対応してまいります。

6. 地域の文化遺産・墓地等

被災者の皆様にとって心の拠り所ともなっている、地域の文化遺産・伝統、墓地等について、住民の方々の要望等にしっかりと耳を傾け、きめ細やかな対応を行ってまいります。

文化遺産については、施設配置案の検討に当たって、土地改変を伴う土壌貯蔵施設が重要な埋蔵文化財にできるだけかからないようにするなどの配慮を行っており、今後とも関係機関と連携してしっかりと対応してまいります。

また、特に墓地については、既存の墓地等への移転、町の御協力を得て新たに代替となる墓地を新設しての移転のほか、墓地が存置されている間の墓参の確保も含めて、住民の方々の意向と要望をしっかりと踏まえつつ、本地域の慣習にも配慮した気持ちの通った対応を心がけてまいります。